

4 収入申告

県営住宅は、住宅に困っている方で、公営住宅法に基づく収入基準を満たす方々に入居していただくための住宅です。

県営住宅の家賃は、入居者皆さんとの収入に応じ、毎年決定されます。

そのため、入居者の皆さんには、収入申告書を毎年提出していただくことになります。

■収入申告書の提出

皆さんには、毎年7月頃「収入申告書」の用紙をお配りしますので、必ず期限内に提出してください。

申告がない場合には、お住まいの住宅でもつとも高額な家賃を課されます。

■収入超過者の認定

県営住宅に引き続き3年以上入居している方で、収入（同居の親族の方に収入がある場合、それを含めて計算した収入）が公営住宅法に基づく収入基準を超えていた方は、収入超過者として認定します。

収入超過者には次の義務があります。

明け渡し努力義務

住宅に困っている方が多く控えていますので、その方々のために、住宅の明け渡しに努めさせていただきます。

収入超過者としての家賃の納入義務

やむをえず引き続いている場合には、本来の家賃の額に、一定割合の額を加算した額の家賃を支払っていただきます。

■高額所得者は

収入超過者のうち、特に高額の収入のある方がそのまま入居していることは、住宅に困っている方が多数、県営住宅への入居を希望しているという現状からみて、不合理なことです。

そこで、公営住宅法では次のような措置が定められています。

明け渡し義務

- ① 県営住宅に引き続き5年以上入居している、最近2年間引き続き一定の額を超える高額の所得がある方に対して、期限（6ヶ月）を定めて、住宅の明け渡しを求めます。
- ② 明け渡しを求められた方は、期限がきた時は、すみやかに退去しなければなりません。

■意見の申し出

入居者の皆さんには、収入額の認定通知、収入超過者及び高額所得者の認定通知の内容が誤っていると考える場合、1か月以内に意見の申し出をすることができます。

